

広島県告示第六百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	事業所 の名称	事業所 の所在地	指定年月日
医療法人社団神 田会	尾道市神田町二番二 四号	医療法人社団神 田会木曾病院	尾道市神田町二番二 四号	平成二二年二 月一日